

覚 書

年 月 日

阿久比町水道事業

阿久比町長 田 中 清 高 殿

申込者（所有者）

住所

氏名

㊞

給水装置設置場所

知多郡阿久比町大字 字

この度、上記場所に給水装置工事の申請をしましたが、この工事のうち埋設本管の分岐から止水栓もしくはこれに類する制水弁までの配管は給水装置として町に帰属するものとし、一切の維持管理は町において行うものとします。

なお、止水栓もしくはこれに類する制水弁以降の宅内側給水施設は申込者において適正なる管理をし、漏水が発見された場合は放置せず、速やかに修繕します。また、施設の廃止、変更等を行う場合は申込者において負担するものとし、すべて町の承諾を経なければ施工できないものとします。

また、上記場所の土地の転売等をする際は、新所有者及び使用者に対しても責任を持って、本覚書内容及び先に提出した覚書の内容を継承させ、トラブルのないようにいたします。

上記の事柄に違約した場合は、給水を停止されても異議の申し立てをいたしません。